

1. 雨水管理総合計画策定における背景及び目的

1.1 背景

近年の雨の降り方の局地化・集中化・激甚化の進展に伴い、多発する浸水被害への対応を図るために、国では平成27(2015)年5月に下水道法*を含む水防法等の一部を改正したほか、新たな雨水管理計画の策定の具現化に取り組むとしたなか、平成30(2018)年9月に「都市浸水対策に関する検討会」を設置した。

令和2(2020)年6月に、この検討会による「気候変動を踏まえた下水道による都市浸水対策の推進について」の提言(令和3(2021)年4月、令和4(2022)年4月、一部改訂)を受け、国は下水道による浸水対策を実施する上で、目標とする整備水準や施設整備の方針等の基本的な事項を定める際のマニュアルとして「雨水管理総合計画策定ガイドライン(案)」(以下、「ガイドライン」という)を策定した。併せて、地方公共団体は、ガイドラインを参考に、整備が完了した区域も含め、気候変動に伴う将来における降雨量が増加することを想定した雨水管理総合計画*の策定を求められている。

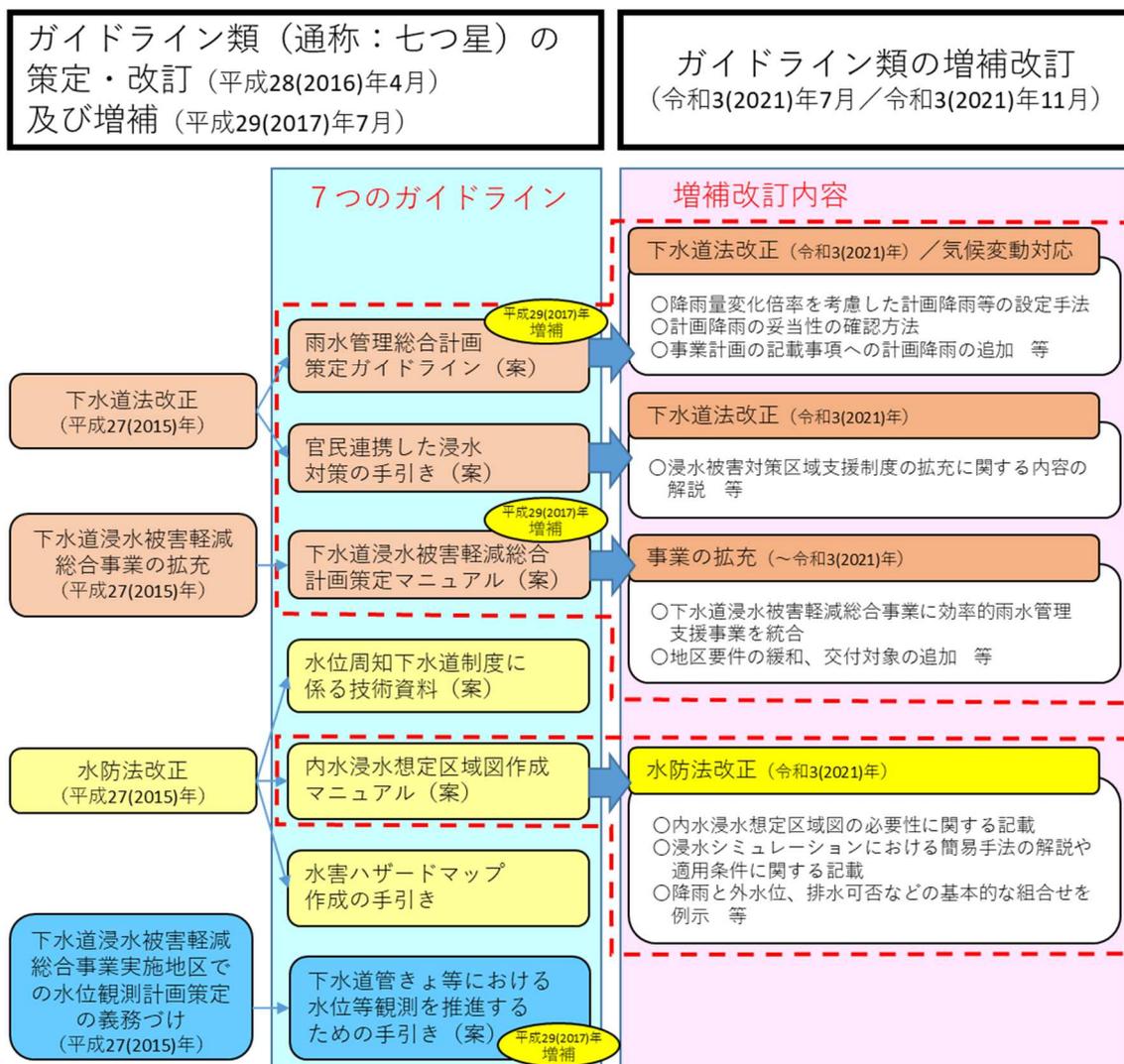


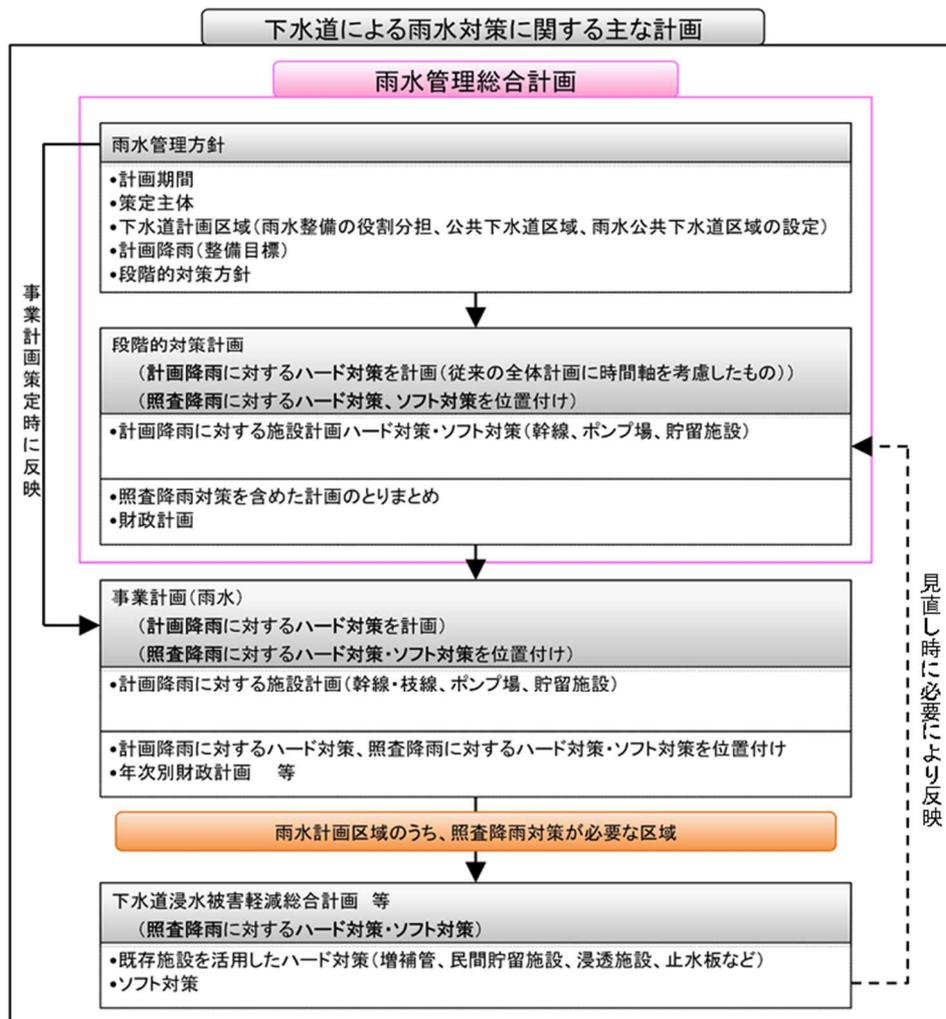
図 1-1 浸水対策に関連するガイドライン

1.2 目的及び計画の位置づけ

富士市では、過去にも浸水被害が発生しているが、令和 6(2024)年 9 月末時点で既往最大降雨※となっている平成 26 (2014)年の台風 18 号では広範囲にわたり浸水被害が発生したほか、近年でも令和 3(2021)年 7 月の豪雨などで市内各所において浸水が発生し、住民生活や地域経済に甚大な影響を及ぼした。

これを受け、本市では国の示したガイドラインを参考に浸水シミュレーション※を用いた浸水被害発生の一因分析やその課題整理を行い、下水道による浸水対策の計画的な実施に向け、「事前防災・減災」や「選択と集中」の観点から浸水リスクを評価し、被害軽減に向けた対策優先度や本市の財政状況を見据えた基本的な方針を「富士市雨水管理総合計画※(以下、「本計画」という)」としてとりまとめる必要がある。

この中では、浸水被害のリスクを軽減し、地域の安全性を向上させることを目的に、浸水対策に関する基本的な事項をとりまとめるほか、運用開始後は、5 年に 1 回の定期的な点検と適宜見直しを図ることで、浸水被害の軽減に向けた対策の最適化に努めていく。



出典:雨水管理総合計画策定ガイドライン(案) P9

図 1-2 雨水管理総合計画※の位置付け

本計画は、富士市公共下水道全体計画・富士市公共下水道事業計画[※](雨水)の上位計画となり、雨水事業における全体の方針を示し、水管理を総合的に計画する。

以下に、本計画の位置づけを示す。

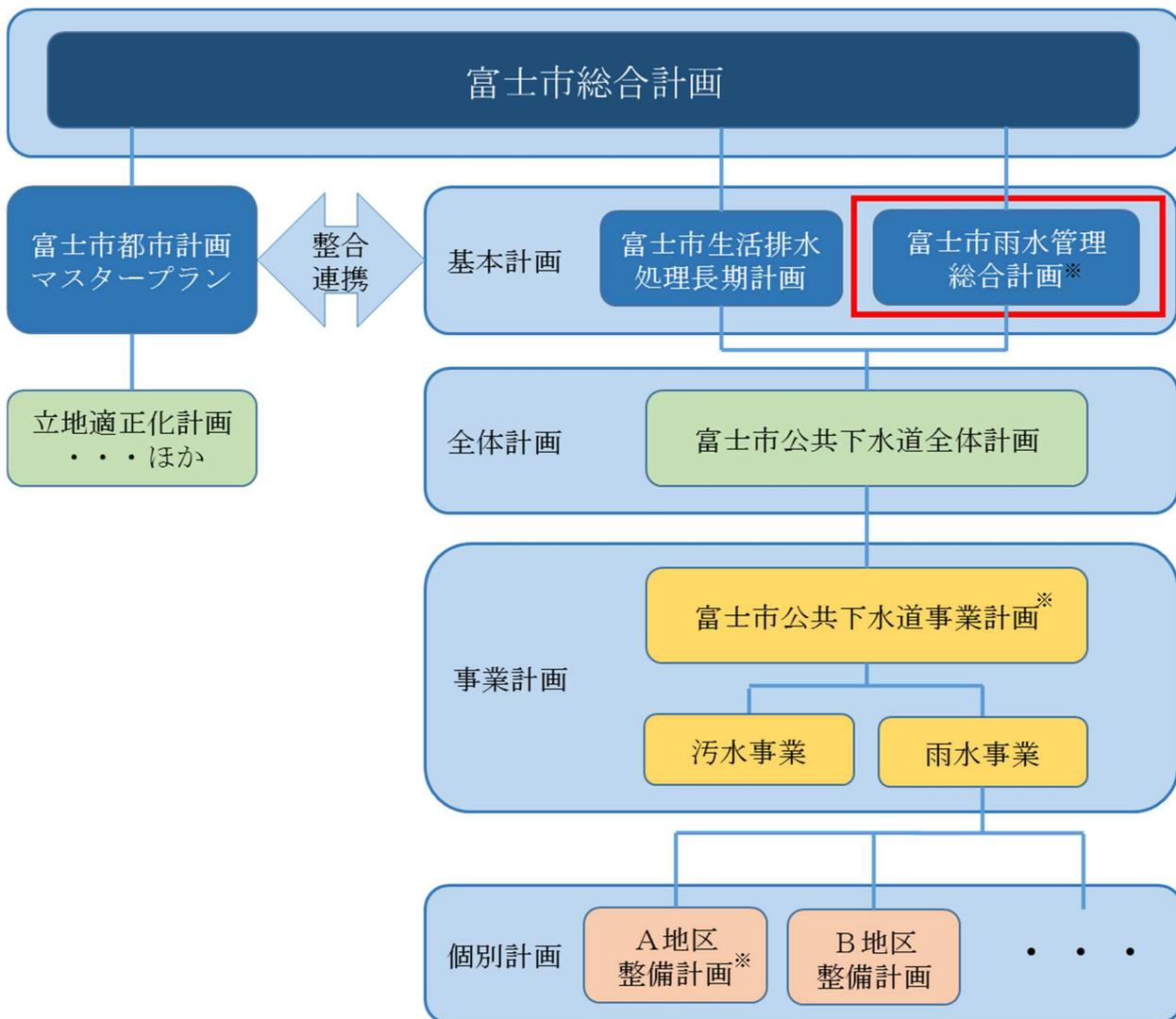


図 1-3 富士市雨水管理総合計画[※]の位置づけ